

# 国土交通相による辺野古埋立て撤回の執行停止決定に断固抗議する (談話)

2018年10月30日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

石井国土交通大臣は本日、翁長前沖縄県知事の遺志にもとづいて沖縄県が8月31日に  
おこなった辺野古埋立て承認の撤回に対して、これを無効とするため、沖縄防衛局が国土  
交通大臣に対しておこなった撤回の執行停止を決定しました。

私たちは、9月30日の県知事選挙とそれに続く豊見城市長選挙、那覇市長選挙で示され  
た「辺野古新基地ノー」の沖縄県民の意思を踏みにじる安倍政権の重ねての暴挙に怒りを  
込めて抗議します。

今回沖縄県が撤回したのは、沖縄防衛局という国の機関が申請した埋め立て承認であり、  
行政処分に対する私人の権利救済を目的とする行政不服審査法を使って国土交通大臣に執  
行停止を求めること自体、法の趣旨にも反し、許されないことです。さらに、2016年4  
月に改正された行政不服審査法7条には、「国の機関又は地方公共団体」が相手方となる  
ものには「この法律の規定は、適用しない」と明記されており、国土交通大臣による法解  
釈のねじ曲げは疑う余地はありません。安倍政権がしばしば口にする「法治主義」は、政  
府自身によって蹂躪されたというべきです。

私たちは、安倍政権による暴挙を断じて許さず、政権の暴圧にめげず不屈にたたかう沖  
縄県民との連帯をさらに強め、辺野古新基地を許さないたたかいを全国で強化する決意を  
表明します。

以上